

小川町立中学校部活動地域展開推進協議会設置要綱

（令和7年7月4日）
（教委告示第8号）

（設置）

第1条 小川町立中学校における部活動の地域展開（部活動の地域展開及び地域の運営団体又は実施主体による地域文化クラブ活動への展開をいう。以下同じ。）について協議するため、小川町立中学校の部活動地域展開推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 小川町立中学校における部活動の地域展開に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者に、教育委員会が委嘱する。

- (1) 小川町立中学校長 2名
- (2) 小川町立小学校長代表者 1名
- (3) 小川町立中学校教員代表者 2名
- (4) 小川町立中学校保護者代表者 2名
- (5) 小川町スポーツ協会代表者 1名
- (6) 小川町スポーツ少年団代表者 1名
- (7) 小川町文化協会育成団体 1名
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認めた者

3 協議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

（会議）

第5条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償費)

第7条 第3条第2項第4号から第8号までに掲げる委員が会議に出席したときは、予算の範囲内で報償費を支払うものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、学校教育課及び生涯学習課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は公布の日から施行する。